

環境建設常任委員会委員長報告

(平成23年3月24日報告)

それでは、環境建設常任委員会の審査の経過と結果の報告を申し上げます。

当委員会は休会中の3月16日、17日、18日の3日間、付託されました13議案と請願書1件の審査を行いました。

審査のため出席を求めた者は、所管の各部長、技監、課長、参事であります。

審査の参考とするため、16日の午後に現場視察を行いました。

それでは、順次報告を致します。

まず、議案第8号 栗東バスターミナル設置及び管理運営条例を廃止する条例の制定について であります。委員から、バスターミナルの回転広場の将来計画はどうか

との質問があり、当局より自動車ターミナルで都市計画決定を行っているが、昨年9月に市の土地利用計画の協議で、機能廃止手続きの決定により、市の都市計画審議会で同意、県の都市計画審議会に諮問、議決され、今年1月28日に変更の告示をした。財プロ計画に基づき、回転広場については、平成23年度に売却する予定である。との答弁がありました。

質疑の後、討論もなく、採決の結果、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第9号 栗東市工場等誘致に関する条例の一部を改正する条例の制定について であります。委員から、①条例改正により企業誘致はどのようになるのか。②改正により固定資産税の1/2の交付期間を5年から10年に延長することは、近隣市と比較しても長いの

ではないか。③市外から市内に立地する企業について、軽微な工事に市内業者を使うことはできないのか。④条例の中に新規雇用の30パーセント以上を雇用することの担保がないがどうなのか。

との質疑があり、当局から、①用地補助金を出していたが、これからは固定資産税が入ってきた額の1/2を奨励するため、財政負担は少なくなる。また、今まで新規参入企業を中心に奨励措置をしてきたが、条例に増設と移転のカテゴリーを追加したことから、市内の既存企業にも優遇措置が適用できるため、企業の市外流出防止につながる。②10年間の奨励金を出しているのは全国に14市町ある。固定資産税分を全額10年間奨励金を出している市もあり、また初年度から5年度までは全額で6年から10年は1/2の市もある。最長は15年の市もある。③市内業者との取引拡大が図れるよう、立地協定の中で取り入れていく。④30パーセントを明確に担保するものがないが、立地協定書の中で明確にすると共に、毎年度末に関係書類等による報告義務を課する。

との答弁がありました。

質疑の後、討論も無く、採決の結果、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第11号 字の区域及び名称の変更につき議会の議決を求めることについて であります。

質疑の後、討論もなく、採決の結果、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第12号 栗東市道 路線の廃止については、質疑、討論もなく、採決の結果、全員一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第13号 栗東市道 路線の認定については、質疑の後、

討論も無く、採決の結果、全員一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第14号 平成22年度栗東市一般会計補正予算（第6号）についてのうち、関係する歳出、関係する歳入・その他事項についてであります。

所管の担当者より説明を求め、質疑に入りました。その主なものを報告いたします。

大門野尻線及び青地新田坊袋線の進捗の遅れは、用地買収予定者の代替地確保に時間を要している。

松くい虫防除は野洲川運動公園の松林を実施しており、その他、山間地域での大規模な松の被害は認められない状況である。

ごみ袋について、平成21年度からの引き継ぎ分が91万枚あり、平成22年度に回した。ごみ袋の保管場所は、栗東から概ね10キロメートル圏内の倉庫に保管しており、製造・保管・配送等に係る経費は、ごみ袋の手数料の中から業者に支払っている。

くりちゃんバスの乗車人数は、昨年と変わっておらず、1便3人程度となっている。市内をくまなく回っているが、今後、路線を含めて対策をたてていく。

との答弁がありました。

慎重に審議した後、討論もなく、採決の結果、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

尚、原案のとおり可決すべきものと決した旨、総務常任委員会委員長に報告致しました。

次に、議案第17号 平成22年度 栗東市公共下水道事業 特別会計補正予算（第2号）についてであります。委員から、栗東新産業地区工業団地内の中央下水路の完了予定はいつ頃か。

との質疑があり、当局から、本流は平成23年度内に完成する。支流

部分については、平成23年6月末までに完了する。

との答弁がありました。

質疑の後、討論もなく、採決の結果、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第18号 平成23年度 栗東市一般会計予算についてのうち、関係する歳出、関係する歳入・その他事項について であります。

委員から、多岐にわたり、質疑、意見がありました。それに対する当局から主だった答弁を報告致します。

木造耐震については、昭和56年以前の建物は約4,000軒あり、無料診断した平成22年までの件数は581軒、補助金を使って改修したのは5軒であった。平成23年度の耐震診断は10軒を予定している。

農村まるごと保全対策事業は5年の事業であり、平成23年度で終了するが、名称が変わって事業が継続されると聞いている。

栗東農業振興地域整備計画は、市内で農業振興地域が816ヘクタールあり、情勢の変化により5年ごとに見直しを行う。

中小企業振興条例の制定について、平成23年度中の制定に向けて公募2名を含む10名の委員により、中小企業振興会議及び専門部会で議論を深めていく。また、振興ビジョンも平成23年度の早い段階で策定する。

観光面において、平成23年度より金勝シャトルバスの小型化を図り、金勝寺まで延伸し誘客の拡大と周辺の活性化を図る。

8月に実施するまつりについては、今回の地震による被害等の社会情勢を踏まえ、三役会でまつり開催の有無を協議される。

不法投棄物に紙が貼られている期間は、概ね2週間程度となっており、広く市民に知らせる意味で、それより長く貼っていることがある。

交通安全の要望については、反射鏡の設置があがっている。特に通学

路の外側線が消えており、危険なため路面表示と共に引き直している。

との答弁がありました。

その他、多くの質疑がありましたが、討論も無く、採決の結果、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

尚、原案のとおり可決すべきものと決した旨、総務常任委員会委員長に報告致しました。

次に、議案第23号 平成23年度 栗東墓地公園特別会計予算について ありますが、委員から、永代使用料で使われない場合に返す場合はどうなるのか。

との質疑があり、当局から、墓地として使用された場合2割の返還、未使用の場合5年未満の場合6割の返還、未使用5年以上の場合は4割の返還である。墓地を建てた場合は更地にして返還いただく。

との答弁がありました。

質疑の後、討論もなく、採決の結果、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第24号 平成23年度 大津湖南都市計画事業栗東駅前土地区画整理事業特別会計予算について ありますが、質疑の後、討論もなく、採決の結果、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第26号 平成23年度 栗東市水道事業会計予算についてであります。

委員から、支払い利息が前年より大きく減っているのは。

との質疑があり、当局から、栗東市が交付団体になり水道事業の起

債部分で、昭和60年度に借り入れた6.3%と6.4%の2本を1.8%での借り換えを予定している。

との答弁がありました。

また、委員から、他市では基本料金を下げて住民サービスをしているが、本市ではどうなのか。

との質疑があり、当局から、草津市が水道料金を来年度から一律10%引き下げる予定だが、水道の単価を比べると栗東市の基本料金はそれでも安い。また使用料金を比べても引き下げられる草津市よりも、栗東市は安価である。

との答弁がありました。

慎重に審査した後、討論もなく、採決の結果、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第27号 平成23年度 栗東市公共下水道事業特別会計予算について であります。

委員から、整備率は何パーセントなのか。

との質疑があり、当局から、平成22年度末で98.1パーセントまで普及率が上がる。

との答弁がありました。

慎重に審査した後、討論もなく、採決の結果、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第28号 平成23年度 栗東市農業集落排水事業特別会計予算について であります。

委員から、起債が平成41年までであるが、市の財政が良くなれば、繰り上げ償還ができるのか。

との質疑があり、当局から、平成6年から平成13年まで財務省からの借り入れ7件、地方公共団体金融機構から13件借り入れており、

利率1. 1%から3. 95%であり、一括償還は可能であるが、借り換えはできない。

との答弁がありました。

質疑の後、討論も無く、採決の結果、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、請願書第34号 住宅リフォーム助成制度の創設を求める請願書について であります。

当局及び委員から木造住宅耐震バリアフリー改修の制度の利用促進で対応する。また市の財政状態から時期は早い。

との意見があり、質疑の後、討論もなく、採決の結果、全員一致で、不採択すべきものと決しました。

以上をもちまして、当委員会に付託されました案件の主な審査結果の報告と致します。

よろしくご審議を賜りますよう、お願い申し上げます。